独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	水戸証券株式会社		コード	8622
提出日	2023/5/25	異動（予定）日	2023/6/27	
独立役員届出書の提出理由	社外役員の属性情報について変更があるため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	瀬川　章	社外取締役	○										○					有
2	小祝　寿彦	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
3	大野　了一	社外取締役	○										○					有
4	大西　美世恵	社外取締役	○										○					有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	瀬川章氏は当社と金融商品取引があります。 上記取引は、取引条件が一般の取引と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	瀬川章氏は、長年に亘る銀行業界での経験から財務・会計に関して多様で高い見識と能力を有しております。また、その後の藤田観光（株）においても代表取締役社長としてお客さま本位に基づく観光サービス業の魅力向上と企業価値向上に取り組んだ実績を有していることから、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断しております。 なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	小祝寿彦氏は当社と金融商品取引があります。 上記取引は、取引条件が一般の取引と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	小祝寿彦氏は、丸三証券（株）に入社以来、複数店舗の営業部長や、取締役エクイティ本部長等を経験した後に、同社代表取締役社長に就任しており、証券業界を熟知しております。また、経営者としても、その後の代表取締役会長の期間を含め6年強に亘り同社を牽引するなど、豊富な経験を有していることから、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断しております。 なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	大野了一氏は当社と金融商品取引があります。また、同氏が所属する虎ノ門南法律事務所は当社と取引があります。 上記のうち金融商品取引は、取引条件が一般の取引と同様であること、また法律事務所との取引は、その規模・性質から独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	大野了一氏は、弁護士として法務・コンプライアンスに関する専門的知識と豊富な経験を有しており、また長きに亘り当社社外監査役を務め、業界や当社の経営も熟知しております。そのため、監査等委員である社外取締役として会社から独立した客観的・中立的な視点で監査を実施できるとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断しております。 なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	大西美世恵氏は当社と金融商品取引があります。 上記取引は、取引条件が一般の取引と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	大西美世恵氏は、税理士として財務・会計に関する専門的知識と豊富な経験を有しており、当社の監査役就任以来、会社から独立した客観的・中立的な社外の視点で当社の監査を実施しております。そのため、監査等委員である取締役として合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断しております。 なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4．補足説明

当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準については、当社ホームページに記載しております。
https://www.mito.co.jp/corporate/ir/governance/pdf/governance_policy.pdf

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。